徳島市総合計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 次期徳島市総合計画(2025~)(以下「総合計画」という。)を策定するにあたり、広く意見を求めるため、徳島市総合計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 市民会議は、総合計画の策定に必要な事項について意見を述べるものとする。 (組織)
- 第3条 市民会議は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、見識を有する者、公募市民等のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和6年度末までとする。 (会長及び副会長)
- 第4条 市民会議に、会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が進行する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(設置期間)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。